

子どもの携帯電話をめぐる問題への取組について

1. 学校における携帯電話の取扱い等について（通知）
（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知）
2. 子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果（速報）
について【ポイント】
3. 子どもの携帯電話をめぐる問題に関する文部科学省の取組

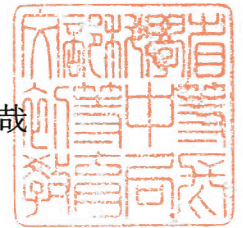
20文科初第1156号

平成21年1月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長

金森越哉



(印影印刷)

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」（20初児生第29号）の結果（別添参照）を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記の事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校及び中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(3) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)及び(2)に関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。

平成21年4月から小・中学校で一部先行実施される学習指導要領においても、総則において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付け」ることが明記されており、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）に示した点にも留意して、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

その際、各学校等において、『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（平成20年11月、文部科学省）なども活用すること。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校・教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査について（概要）

平成21年1月30日
文部科学省児童生徒課

1. 調査内容・方法

(1) 調査対象

- ① 公立小学校（21,800校）
公立中学校（中等教育学校前期課程を含む）（10,045校）
公立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）（4,455校）
- ② 都道府県教育委員会（47教育委員会）
市町村教育委員会（1,826教育委員会）

(2) 調査内容概要

- ① 小・中・高等学校
 - ・ 学校が校則等により児童生徒による学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止しているか否か。
 - ・ 学校における携帯電話の取扱いをどのようにしているのか。
- ② 都道府県教育委員会・市町村教育委員会
 - ・ 教育委員会において、所管学校に対する指導方針として児童生徒による学校への携帯電話の持ち込み禁止等を定めているか否か。
 - ・ 教育委員会の方針はどのようなものか。

(3) 調査時期

平成20年12月1日時点の状況を調査。

※ 12月2日以降に取扱い等が変更されている場合もある。

2. 結果概要

(1) 学校の取組状況【資料1】

- 小学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としている学校が約94%。
- 中学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としている学校が約99%。
- 高等学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止として学校が約20%、持ち込みを認めているが授業中の使用を禁止している学校が、約57%、持ち込みを認めているが学校内での使用を禁止している学校が、約18%。

- ・携帯電話の学校への持込みを原則禁止としている
小学校 20,527校(94%)
中学校 9,936校(99%)
高等学校 887校(20%)
- ・持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している
高等学校 2,525校(57%)
- ・持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している
高等学校 798校(18%)

※中学校は、中等教育学校前期課程含む
高等学校は、中等教育学校後期課程含む

(2) 都道府県教育委員会の取組状況【資料2】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約51%(24教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約29%(7教育委員会)、中学校約33%(8教育委員会)、高等学校約13%(3教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 24 / いいえ 23
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 5 / いいえ 9 / 検討中 9

(3) 市町村教育委員会の取組状況【資料3】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約28%(510教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約90%(461教育委員会)、中学校約90%(460教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 510 / いいえ 1316
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 63 / いいえ 619 / 検討中 634

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査結果

平成21年 1月 30日
文部科学省児童生徒課

【資料1】 学校対象の調査(調査Ⅲ)

小学校数:21,800 中学校(中等教育学校前期課程を含む):10,045
高等学校(中等教育学校後期課程を含む):4,455

	現時点(平成20年12月1日時点)で学校において、児童生徒の携帯電話等の持込みを原則禁止(一律禁止も含む)としていますか。	はい いいえ		
		小学校	20527	1273
		中学校	9919	104
		高等学校	878	3562
		中等教育学校(前期)	17	5
		中等教育学校(後期)	9	6

(1) 「はい」と答えた場合

		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)	中等教育学校(後期)
(ア)	一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	11203	5014	366	10	6
(イ)	機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	433	81	2	0	0
(ウ)	例外は認めていない(一律持込み禁止としている)	7922	4533	407	4	1
(エ)	その他	969	291	103	3	2

(2) 「いいえ」と答えた場合

		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)	中等教育学校(後期)
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	189	22	795	3	3
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	10	11	2523	0	2
(ウ)	持込みは認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却している	104	42	34	2	0
(エ)	特に取扱いに関する方針を定めていない	806	14	39	0	1
(オ)	その他	164	15	171	0	0

【資料2】 都道府県教育委員会対象の調査(調査Ⅰ)

47都道府県教育委員会(指定都市回答分は調査Ⅱに集計)

		はい	いいえ
1	現時点(平成20年12月1日時点)において都道府県教育委員会として、児童生徒の携帯電話等の持込み等について、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く)及び所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	24	23

「はい」と答えた場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	7
(ク)	その他	10

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	3
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	6
(ク)	その他	10

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	1
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	3
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	15

「いいえ」と答えた場合

(2)	今後、都道府県教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込みについて、方針(通知の発出等)を定めることを予定していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		5	9	9

2	都道府県において、子どもの携帯電話等の所持や利用実態等に関する調査を行っていますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		37	5	5

3	都道府県において、携帯電話等の危険性に関するパンフレット等の啓発資料を作成していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		41	2	4

【資料3】 市町村教育委員会対象の調査(調査Ⅱ)

1. 826市町村教育委員会

		はい	いいえ
1	現時点(平成20年12月1日時点)において市町村教育委員会として、児童生徒の携帯電話等の持込み等について、所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	510	1316

「はい」と答えた場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	231
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	230
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	3
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	42

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	218
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	242
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	2
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	41

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	3
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	5
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	6
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	11

「いいえ」と答えた場合

(2)	今後、市町村教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込みについて、方針(通知の発出等)を定めることを予定していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		63	619	634

2	市町村において、子どもの携帯電話等の利用実態等に関する調査を行っていますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		691	802	333

3	市町村において、携帯電話等の危険性に関するパンフレット等の啓発資料を作成していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		236	1252	338

子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果（速報）について【ポイント】

平成21年2月25日
文部科学省生涯学習政策局
参事官(学習情報政策担当)付

1. 趣旨

子どもたちの携帯電話の利用実態や意識等について、児童生徒とその保護者及び学校を対象として調査を実施し、今後の取組推進のための基礎資料を得る。

2. 調査方法

無作為抽出した学校を対象として、調査票を郵送・回収。
児童生徒と保護者に対しては、学校経由で調査票を配布・回収。

《調査対象》

- ・全国の小学6年生、中学2年生、高校2年生（合計：16,893人、回収率：61.8%）
- ・当該児童生徒の保護者（合計：16,893人、回収率：56.4%）
- ・全国の小・中・高等学校（合計：5,000校、回収率：43.5%）

《調査期間》

平成20年11月21日～平成20年12月15日

3. 調査結果の概要

（1）子どもたちの携帯電話等の利用状況や意識

○利用頻度等は学年が上がるにつれ増加。個人差も大きい。

（例）携帯電話による1日平均のメール送受信件数

- ・「ほとんどメールは使わない」「10件未満」の合計：小6は74.8%、高2は41.3%
- ・「50件以上100件未満」「100件以上」の合計：小6は2.4%、高2は13.9%

○特に高2になると、情報発信手段としてもインターネットを積極的に活用。一方で、保護者は実態をあまり認識していない。

（例）自分のプロフの公開

- ・したことがある高校2年生：44.3%
- ・自分の子どもがしたことがあると思う高2保護者：16.5%

○携帯電話をよく使う子どもは、生活面への影響も見られる。

（例）携帯電話による1日平均のメール送受信件数等と、普段の就寝時間

- ・午後11時までに就寝する割合（中2）は、1日30件以上の中2では25.3%、1日30件未満の中2では42.8%、携帯を持っていない中2では46.6%

○インターネットを使えない機種・設定にしているかフィルタリングを使用している割合は、小6：63.3%、中2：43.2%、高2：15.6%。なお、子ども本人名義での契約は、小6：4.4%、中2：10.2%、高2：24.7%。

○携帯電話を持っている子ども、よく使う子どもは、携帯電話を積極的に評価。

（例）携帯電話を「よいことが多い」「どちらかといえばよいことが多い」と思う割合

- ・携帯電話を持っている子ども：小6は75.8%、中2は82.3%
- ・携帯電話を持っていない子ども：小6は44.4%、中2は59.1%

(2) 家庭の環境との関係

○携帯電話に関する家庭のルールがある子どもは、利用マナーを身に付けている割合が多い。

(例) 自分に来たチェーンメールを転送すること

- ・何らかのルールがある中2 : 「してはいけない」が 72.1%
- ・特にルールがない中2 : 「してはいけない」が 58.3%

○子どもの携帯電話の使い方に保護者が注意を払っている場合、その子どもに携帯電話の利用マナーが身に付いている割合が多い。

(例) 友だちの住所や写真をインターネットの掲示板などに書き込むこと

- ・子どもの様子に気を付けている保護者の子ども(小6) : 「してはいけない」が 90.8%
- ・そのほかの保護者の子ども(小6) : 「してはいけない」が 75.9%

(3) 携帯電話の危険性等に関する学習経験との関係

○有害サイトやネットいじめの問題など携帯電話等の危険性を学んだ経験は、「学校で教えてもらった」が各学年で最も多く(小6 : 52.8%、中2 : 79.9%、高2 : 78.4%)、小6は「保護者から教えてもらった」も多い(46.3%)。

○学んだ経験のある子どもは、フィルタリングを必要と思う割合が多い。

- ・学んだ経験のある小6 : 「必要」(条件付きを含む)が 75.1%
- ・学んだ経験のない小6 : 「必要」(条件付きを含む)が 62.5%

○学んだ経験のある子どもは、利用マナーが身に付いている割合が多い。

(例) 自分に来たチェーンメールを転送すること

- ・学んだ経験のある小6 : 「してはいけない」が 55.9%
- ・学んだ経験のない小6 : 「してはいけない」が 35.4%

○学んだ経験のある保護者は、子どもの使い方へ関心・注意を払う割合が多い。

(例) 子どもに携帯電話の危険性や注意点について説明する

- ・学んだ経験のある保護者(小6) : 「注意を払っている」が 85.3%
- ・学んだ経験のない保護者(小6) : 「注意を払っている」が 65.1%

(4) 学校における取組状況

○携帯電話の利用に関する教育や、パソコンやインターネットに関する情報モラル教育に取り組んでいる学校が多い。

(小学校 : 89.0%、中学校 : 96.7%、高等学校 : 95.1%)

○学校非公式サイトやプロフなどの書き込みを、教職員等が定期的に確認している学校は、中学校、高等学校では5割近くに達する。

(小学校 : 20.0%、中学校 : 45.1%、高等学校 : 49.3%)

子どもの携帯電話をめぐる 問題に関する文部科学省の取組

1. 実態の把握

・いじめに関する調査を通じた実態把握

毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成18年度分の調査より、調査項目の見直しを行い、「いじめの態様」に、「パソコンや携帯電話等で嫌なことをされる。」という項目を追加。(公立小・中・高・特殊教育諸学校において、平成19年度に約6,000件)

・学校裏サイト等に関する調査を通じた実態把握

青少年が利用する非公式サイト・匿名掲示板等に関する実情調査を実施(平成19年度)。全国で約38,000の非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)が確認できた。そのうち、約2,000の非公式サイトの内容を確認したところ、誹謗中傷の言葉が50%、わいせつな言葉が37%、暴力誘発の言葉が27%含まれていた。

2. 児童生徒や保護者への啓発

・子ども向け啓発リーフレットの作成・配布

携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の事例、その対処方法のアドバイスなどを盛り込んだリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を作成し、全国の小学6年生約120万人全員に配布予定。

・親子のルールづくりに係るリーフレットの作成

携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を作成し、PTA団体・都道府県教育委員会等に対して配布予定。

・有害情報意識啓発DVDの作成・配布

携帯電話を介して有害情報がどのようなものか、それが子どもたちにとっていかに危険であるかの意識啓発を促すDVD「ちょっと待って、ケータイ」を子ども向け、保護者向けに作成。都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会に配布。(文部科学省の動画配信サイト「エル・ネット」においても配信)

・フィルタリングの普及促進のための啓発

平成20年3月21日付けで、警察庁、総務省と連名で、都道府県等に対し、子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のため、学校関係者、保護者をはじめ、住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼。

・青少年インターネット環境整備法の普及啓発

平成21年2月10日付けで、内閣府、総務省等と連盟で、PTA団体・都道府県等に対し、青少年インターネット環境整備法の4月施行と子供の携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のため、学校関係者、保護者等に対する啓発活動に取り組むよう依頼。

・「e-ネットキャラバン」の実施

主に保護者及び教職員を対象として、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発講座を、通信関係団体等や総務省と、連携しながら全都道府県で実施。

3. 情報モラル教育の推進

・違法・有害情報に適切に対応する能力の育成を含む情報モラル教育を推進

- ◆「情報モラル指導」モデルカリキュラムの作成(平成18年度)
- ◆指導用ガイドブック及び普及・啓発パンフレットの作成・配付(平成18年度)
- ◆情報モラル指導セミナーの開催(平成19年度)
- ◆情報モラル指導ポータルサイトの構築(平成19年度～)

・学習指導要領の改訂

小中学校の新学習指導要領(平成20年3月28日告示)において、各教科等における指導の中で、情報モラル教育の充実に関する事項を規定。

4. ネットいじめへの対応

・「いじめ問題に関する取組事例集」の作成

学校における対策の一層の充実を図るため、「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月)を作成し、「ネットいじめ」への対応として、インターネット上での誹謗中傷に対し、解決を図った事例を紹介した。

・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)の作成・配付

「ネット上のいじめ」を発見した場合の対応の手順や指導の在り方、家庭との連携等について、マニュアル・事例集を作成。(平成20年11月12日)

・教員への研修の実施

携帯電話の危険性や「ネットいじめ」への対応等についての研修を実施。

5. 今後の取組等

・携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底

学校における携帯電話の取扱いに関して、学校や地域の実態に応じて方針を明確化すること等について、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について(通知)」を発出(平成20年7月25日)

携帯電話の学校への持込みに関する調査の結果を踏まえて、小中学校への原則持込み禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針を示した「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」を発出(平成21年1月30日)

・平成21年度予算案

- ◆青少年を有害環境から守るための取組の推進〔21年度予定額 214百万円(90百万円)〕
地域における取組推進体制の構築や啓発活動の支援(15箇所)、DVDなどの啓発資料の作成・配布等を実施。
- ◆学校における情報モラル等教育の推進事業〔21年度予定額 70百万円(新規)〕
情報モラル専門員派遣や情報モラル等教員指導者養成等の実施